学校安全ネット通信№18（2018.5.20発行）

# ～ともに～ 皆心一つに

## 第19回公開学習会報告 （2018年3月9日開催）

講師　米田　修さん
（NPO法人・千葉こどもサポートネット理事長）

### 学校内虐待

### 体罰・セクハラ・暴言等と子どもの権利擁護制度への提言

千葉県教育委員会への請願運動を
ー中心としてー

♠　事前に多くの資料を準備くださいましたことをご報告し、紙面をおかりし、お礼を申し上げます。

基本テーマ「学校内虐待」

～子どもたちが教職員等から暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等「学校内虐待」）を受けないための「子ども権利擁護制度」への提言～

千葉県教育委員会への請願運動を中心としたお話しでした。

まとめとして、子どもの権利委員会勧告ー権利基盤型の実現化ーを訴えました。（ねっとわーくにゅーす213より抜粋）

国・地方行政には、憲法(1)基本的人権・(2)児童福祉の権利・(3)教育を受ける権利）、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子ども一人ひとりが平等に安全に安心して公教育を受けられるように、その条件を整備する義務があります。そのために学校や施設等の中で、子どもの権利が守られるよう積極的に位置付け、子どもの声が生かされる基準作りと制度化が求められます。

～中略～

既に全国各地の自治体では、古くは平成十二年に「川崎市子どもの権利に関する条例」最近では平成二十四年に改正整備された「世田谷区子ども条例」や、平成二十五年に施行された「長野県松本市子どもの権利に関する条例」等が整備され、子どもの権利擁護のために「子どもの権利条約」を条例化しているところも増えています。

しかし残念ながら、まだ多くの自治体ではこのような権利侵害の救済制度が未整備ですが、当事者である子ども・父母は、こどもの権利を踏まえ、泣き寝入りすることなく必ず異議申し立てをすることが救済への一歩であり、大切なことです。

### 冊子の普及にご協力を！

ISBN978－486435－307－6
C0437　￥200E定価200円

近年、夏休みに小学校等がプールを開放し、ＰＴＡや子供会などがプール活動の運営をするケースが増えています。このような場合、プールの運営や監視についてはほぼ素人である保護者が、プール活動を運営し、プールの監視も行っています。しかも、運営や監視についてのマニュアルなどもなく、場当たり的な運営や監視を行っているケースもあるようです。

他方で、プール活動においては、児童が死亡したり意識不明の重体となったり大けがをしたりするケースは、ほぼ毎年起きています。保護者の監視のもとで児童が溺れ、意識不明の重体となる等の事故も、複数発生しているようです。

このような状況において、児童の安全が守られているのか、不安を感じざるをえませんでした。

そこで、プール開放において、ＰＴＡや子供会などがプール活動の運営をする際に注意すべき事項を、この冊子にまとめることにしました。この冊子を参考に、プール活動を安全に実施していただければ幸いです。

※　書店または学校安全ネット宛 お申込みください。事務所へのお申し込みは10冊単位でお願いします。事故防止を願い普及へのご協力を重ねてお願い申し上げます。

特集

# 学校事故、事件に遭われた方の声を聴いて

2008年5月、長野県松本市の柔道教室で、指導者が小学6年の澤田武蔵さんを投げて、脳に重度の障害（意識障害と全身麻痺）を負わせた事故。

**頭部を打撲せずに急性硬膜下血腫が生じた**
（回転加速度のみによる損傷）と考えられる事故

**民事裁判での和解が成立したのだが…？**

私と学校安全ネットとの関わりは、そろそろ６年ほどになろうかと思います。

柔道の行き過ぎた指導が原因で、息子武蔵（当時１７歳）は重い意識障害を負う事故に遭いました。重い意識障害を負った次男武蔵を抱えて、民事裁判と治療に忙しく過ごしていた頃でした。

同じ柔道事故の裁判で代理人をしていた原田敬三弁護士の、早稲田大学で開かれていた勉強会に出席したのがはじまりです。

当時はまだすべてにおいて必死で、右も左も分からずにいました。

息子武蔵が、安全に行われるはずの柔道というスポーツにおいてなぜ被害に遭ったのか？という疑問と怒りで頭がいっぱいでした。

民事裁判一年半、検察審査会一年。刑事裁判一年。

ちょうど刑事事件の判決が出て、法的な結論がでてから４年が経ちます。

いまではもう、小学生だった息子に投げ技をかけ、重い障害を負わせた指導者のことを、思い出すことはありません。

今現在、スポーツの安全を目的にした団体を運営しております。

ある日突然その日はやってきます。学校へ行き、安全に教育を受けているはずの子どもの身におこったことを親はどう受け止めてよいのか分かりません。

たいていは、安全ネットなど関連の団体からのご紹介、ホームページを見てのメールなどからご相談が入ってきます。

「こんなこと誰に相談したらよいかわからない」「学校とうまくいかない」「仲が良かったはずのお母さんたちと、子どもの事故以来距離が空いてしまった」などと思い悩む中で不信感が膨らみます。

学校事故を原因とした怪我の大小、障害の度合い、命まで失くしてしまったケースなどの相談があります。

これら全てに共通するのが、**[こんなこと誰に相談したらよいかわからない]**との訴えです。

私はこの訴えを聴くたびに、この人を誰がここまで追い詰めたのだろう。

こんな不信感が募る前に、聞いてくれる行政機関、親身になってくれる学校はなかったのかとおもいます。

２０１６年「学校事故対応に関する指針」が文部科学省から各都道府県に通知されました。学校事故の基本調査、再発防止策などにもふれ、学校事故に遭われた方の、細かい対応にも触れています。

２０１６年４月には長野県では、各地域の先生方の、学校事故対応に関する研修が行われ、１００名あまりの参加者が居ました。

もちろん私も報道席から、見学させていただきました。
先生たちはみな真剣でした。
事故が起こってから救急車を呼ぶまでの流れ。その後起こってくるでしょうさまざまな問題を想定した話し合いがされていました。研修の終わりに一人の若い先生が質問しました。

**「救急車を呼ぶ判断は、学校長の許可なく行ってもよいのでしょうか？」**

この質問に、私は、学校の事故対応の限界を見たような思いがしました。事故に遭い大切な我が子に何か遭ってしまった。自分の命より大切な子がと思う保護者は、暗い穴に一人、落ちたような気持ちでいます。
指針の中にも、当然ご家族へのコーディネーターや専門家による支援とあります。が、事故から半年も一年も経ってから私のような活動者を頼り、話を聴いてもらわなければならない人たちがいるのです。その状況はまさしく、この指針に基づいた支援を学校が、行政ができていないことを意味しているのでしょうと、とても悲しく思います。
息子武蔵の事故から、はや１０年になります。
その間、多くの方が支援の手を差し伸べてくださいました。
根気よく話しを聴き、一緒に泣いてくれた方々。

マニュアルや立場を超えた、人としての真心の言葉。決してもとには戻らないわが子の体や心のことを何回も何回も考える日々。そのことに向き合い、何度でも話しを聴いてくれる体制をつくることこそが大切だと私は考えます。

私やわたしの家族は、その時助けてくださったすべての方々のおかげで、今事故を思い出すことはありません。
起こってしまった辛い出来事は、消える傷ではありません。でも、少しずつですが軽減はできるのです。
昨年度、６件の相談がありました。
事故もあり、自死の相談もありました。
長い相談では３年も繋がっているケースがあります。
「お母さん、学校に望むことをおっしゃってください」学校から事故の後そう言われたお母さんは「私にそんなことは決まってるじゃないですか、娘が元の身体に戻ることです」と言いたかったと泣いていました。
相談者の気が済むまで話しを聴くこと、おそらく今後も私にできることはこれぐらいなのだなと思っています。

誰かの犠牲の上に成り立つ安全ではなく、教育の場での子どものためにあらゆる予防を考えた安全な学校生活が送れる日がくることを、心から願っています。

青少年スポーツ安全推進協議会
会長　　澤田　佳子

## ひと言メモ

長野検察審査会の起訴議決を受け、業務上過失傷害罪で昨年５月に強制起訴された柔道整復師で元 指導者の小島武鎮（たけしげ）被告（４１）に対し、長野地裁は３０日、禁錮１年、執行猶予３年（求刑・禁錮１年６月）の有罪判決が言い渡された。
沢田さんは判決後「柔道界が指導を見直すきっかけにしてほしい」と話し、**両親は事故後の10年3月、柔道事故防止のシンポジウムなどを行う「全国柔道事故被害者の会」をほかの被害家族と設立し、事故防止のための啓発活を続けてる一方、「息子のような事故をなくすために、頭を直接打たなくても脳損傷が起きることなどを伝えていきたい」**と「青少年スポーツ安全推進協議会」を設立した。

## 青少年スポーツ安全推進協議会

**設立趣旨**

体育授業や部活動、スポーツクラブ等においてスポーツに起因する青少年の事故が繰り返し発生しています。また、スポーツ現場における暴力やいじめ、各種ハラスメントは根深い社会問題として存在します。
私たちは、スポーツ指導者、教育関係者、医療従事者、法律関係者、アスレティックトレーナー等の専門家により、スポーツ安全の知識や情報を提供し共有することで、
1、スポーツの安全で適切な指導方法の提案
2、スポーツ現場における暴力やハラスメントの排除
3、スポーツ事故に遭われた方、そのご家族への問題解決をはかるための支援
を行い、その活動を通じて青少年が安全にスポーツをできる環境を整えることを目的とします。

# 学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.14

出版社　エイデル研究所
定価　　１８００円（税別）

## 事例と対話で学ぶ 「いじめ」の法的対応

編著　　大阪弁護士会
　　子どもの権利委員会　いじめ問題研究会

２０１１年１０月に発生した大津市中学生いじめ自殺事件をきっかけとして，２０１３年６月，いじめ防止対策推進法が成立しました。

本書は同法の解説本ですが，その内容は大きく次の４つのパートに上手に整理されています。まず，①いじめに対する法的対応に関し特に重要な部分に絞って条文の解釈を解説するパート，次に，②寄って立つ立場などによって解釈に違いが生じうる論点について，いじめ被害者側の立場，教育現場側の立場，そのいずれでもなく子どもの権利を守ることを重視する立場の３つの立場のそれぞれの立場からの考え方を対話形式で記載することにより検討を加えるパート，そして，③同法施行後３年を目途としてなされる予定の見直しに向けて問題提起を行うパート，最後に，④同法が施行され学校現場にどのような変化等が起こっているのかについて，上記３つの立場のそれぞれの立場からのとらえ方を対話形式で記載することにより現状を確認するパートの４つです。この４つのパートを読むことにより，同法の到達点と課題が容易かつ明確に理解できるように思います。

いじめはあってはならないものですが，なかなかなくなりません。私自身，二人の子どもをもつ親として，自分の子どもがいじめの被害者にも加害者にも傍観者にもなりうる不安を拭いきることができません。法律家の立場からも，子どもをもつ親の立場からも，本書はとても有意義でした。

いじめが起きてしまった場合の法的対応だけでなく，いじめの早期発見，そして，いじめの未然防止のために，法律家や学校関係者にとどまらず子どもをもつ親にも読んでいただきたい一冊です。

弁護士　村山雅則

## ☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

**年会費　★会員 3,０００円　☆賛助会員 5,０００円**

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します
振 込 先　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地
〒102－0071
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル1706号
南北法律事務所　内